

令和8年度における環境物品等の調達を推進を図るための方針

独立行政法人工業所有権情報・研修館

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和8年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の令和8年度における調達の目標

令和8年度における個別の特定調達物品等（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更について（令和5年12月22日閣議決定）による変更後の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 （クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーは基準値1を満たすもの）
--	--

トレー	
消しゴム	
ステープラー（汎用型）	
ステープラー（汎用型以外）	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	
鉛筆削（手動）	
OAクリーナー（ウエットタイプ）	
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	
絵の具	
のり（液状）（補充用を含む。）	
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	

<p>のり（固形）（補充用を含む。）</p> <p>のり（テープ）</p> <p>ファイル（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く）</p> <p>クリアーホルダー</p> <p>クリアーファイル</p> <p>バインダー</p> <p>ファイリング用品</p> <p>アルバム（台紙を含む。）</p> <p>つづりひも</p> <p>カードケース</p> <p>事務用封筒（紙製）</p> <p>窓付き封筒（紙製）</p> <p>けい紙</p> <p>起案用紙</p> <p>ノート</p> <p>パンチラベル</p> <p>タックラベル</p> <p>インデックス</p> <p>付箋紙</p> <p>付箋フィルム</p> <p>黒板拭き</p> <p>ホワイトボード用イレーザー</p> <p>額縁</p> <p>テープ印字機等用カセット</p> <p>テープ印字機等用テープ</p> <p>ごみ箱</p> <p>リサイクルボックス</p> <p>缶・ボトルつぶし機（手動）</p> <p>名札（机上用）</p> <p>名札（衣服取付型・首下げ型）</p> <p>鍵かけ（フックを含む。）</p> <p>チョーク</p> <p>グラウンド用白線</p> <p>梱包用バンド</p>	
<p>丸刃式紙裁断機</p> <p>墨汁</p>	<p>いずれの品目についても、調達の予定はない。</p>

※判断基準のうち、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」と設定されている。

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機は基準値1を満たすもの)
プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ	いずれの品目についても、調達の予定はない。

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

6 オフィス機器等

掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
シュレッダー デジタル印刷機	いずれの品目についても、調達の予定はない。

7 移動電話等

PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
携帯電話	調達の予定はない。

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。（基準値1を満たすもの）
テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	いずれの品目についても、調達の予定はない。

※判断基準のうち、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」と設定されている。

9 エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	いずれの品目についても、調達の予定はない。
---	-----------------------

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	いずれの品目についても、調達の予定はない。
--	-----------------------

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。（LED照明器具は基準値1を満たすもの）
---	--

※判断基準のうち、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」と設定されている。

12 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	いずれの品目についても、調達の予定はない。
---	-----------------------

13 消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

14 制服・作業服

作業服 帽子	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
制服 靴	いずれの品目についても、調達の予定はない。

15 インテリア・寝装寝具

タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (タイルカーペット、毛布、布団は基準値1を満たすもの)
カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド	いずれの品目についても、調達の予定はない。

※判断基準のうち、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」と設定されている。

16 作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------	------------------------------

17 その他の繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

18 設 備

節水器具 給水栓 テレワーク用ライセンス Web会議システム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 地中熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 日射調整フィルム 低放射フィルム	いずれの品目についても、調達の予定はない。

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 備蓄用作業服 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。（災害備蓄用飲料水は基準値1を満たすもの）
--	---

※判断基準のうち、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」と設定されている。

20 公共工事

公共工事	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満たす物を使用するものとする。
------	---

21 役務

省エネルギー診断 印刷 庁舎管理 植栽管理 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送（自動車） クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (印刷は基準値1を満たすもの)
食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 加煙試験 庁舎等において営業を行う小売業務	いずれの品目についても、調達の予定はない。

※判断基準のうち、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」と設定されている。

22. ゴミ袋

プラスチック製ゴミ袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

Ⅱ 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1 特定調達品目以外の環境物品等の調達にあたっては、エコマークや、エコリーフ等の第三者機関による環境ラベルの情報を十分に活用し、出来る限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用している製品等の調達を行う。

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 館内にグリーン調達のための推進体制を設ける。体制概要は別紙のとおり。
- 2 本調達方針はすべての部署を対象とする。
- 3 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 5 すべての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月15日作成）に準拠して行うよう努める。
- 6 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するように働きかける。
- 7 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務部（総括担当）とする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館グリーン調達推進体制

1. グリーン調達推進本部

本 部 長	理事長
副 本 部 長	理 事
本 部 員	総務部長 公報閲覧・相談部長 研修部長 知財人材部長 知財情報基盤センター長 情報システム部長 知財情報部長 知財活用支援センター長 地域支援部長 知財戦略部長 事業推進部長
(事 務 局)	総務部

2. グリーン調達推進連絡会議

主 宰 者	総務部長代理（総括担当）
構 成 員	総務部長代理（契約担当） 公報閲覧・相談部長代理（調整担当） 研修部長代理（調整担当） 知財人材部長代理（調整担当） 知財情報基盤センター長補佐（調整担当） 知財活用支援センター長補佐（企画調整担当） 事業推進部長代理（企画担当）